



2023年5月11日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 K A D O K A W A
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 夏 野 剛
(コード番号：9468 東証プライム)
問 合 せ 先 グループ経営企画局長 鈴木達朗
(TEL. 03-5216-8212)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月22日開催予定の当社第9期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「指名委員会等設置会社移行後の取締役候補者の選任について」において別途開示しております。

記

1. 変更の理由

当社は、東京 2020 オリンピック・パラリンピックのスポンサー選考における当社役職員の不祥事を踏まえた再発防止及び機動的な経営の推進のため、取締役会の経営に対する監督機能の強化、監督と執行の明確な分離による経営の透明性向上及び意思決定の迅速化を図ることを目的に、本年2月2日開催の臨時取締役会において、指名委員会等設置会社へ移行する方針を決議いたしました。

これに伴い、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査等委員及び監査等委員会に関する条項の削除等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は別紙記載の通りです。

3. 変更の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月22日
定款変更の効力発生日	2023年6月22日

以 上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>	(機 関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、報酬委員会及び監査委員会</u> (3) <u>執行役</u> (4) <u>会計監査人</u>
(株主名簿管理人) 第 9 条 1 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会 <u>の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <条文省略>	(株主名簿管理人) 第 9 条 1 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。</u> 3 <現行どおり>
(株式取扱規則) 第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	(株式取扱規則) 第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</u>
(招集権者及び議長) 第 13 条 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、議長となる。</u> 2 <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	(招集権者及び議長) 第 13 条 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議に基づき予め取締役会の定めた取締役が招集する。当該取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u> 2 株主総会の議長は、 <u>予め取締役会で定めた代表執行役がこれにあたる。当該代表取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の執行役がこれにあたる。</u>
(取締役の員数) 第 18 条 1 <u>当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)</u> は、 <u>12名以内とする。</u> 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>	(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、 <u>15名以内とする。</u> <削除>
(取締役の選任) 第 19 条 1 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <条文省略> 3 <条文省略>	(取締役の選任) 第 19 条 1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 <現行どおり> 3 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第21条</p> <p>1 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第21条</p> <p>取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条</p> <p>1 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><削除 以降条数繰り上げ></p>
<p>(業務執行) 第23条</p> <p>1 <u>取締役社長は、当社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の取締役は、代表取締役を補佐してその業務を分掌する。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条</p> <p>1 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条</p> <p>1 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会の定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項の取締役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</p>	<p><削除 以降条数繰り上げ></p>
<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、報酬委員会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査等委員会</p>	<p><削除 以降条数繰り上げ></p>
<p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 1 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員である取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、監査等委員会を開催することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査等委員会規則) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>第5章 指名委員会等</p>
<p><新設></p>	<p>(委員の選定方法) 第29条 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</p>
<p><新設></p>	<p>(委員会規則) 第30条 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める各委員会の規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	第6章 執行役
<新設>	<u>(執行役の選任)</u> <u>第31条</u> <u>執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u>
<新設>	<u>(執行役の任期)</u> <u>第32条</u> <u>執行役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u>
<新設>	<u>(代表執行役及び役付執行役)</u> <u>第33条</u> <u>1 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。</u> <u>2 当社は、取締役会の決議によって、執行役の中から執行役社長1名並びに執行役副社長、専務執行役、常務執行役その他の役付執行役各若干名を定めることができる。</u>
<新設>	<u>(執行役の報酬等)</u> <u>第34条</u> <u>執行役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、報酬委員会の決議によって定める。</u>
<新設>	<u>(執行役の責任免除)</u> <u>第35条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
<新設>	<u>(執行役規則)</u> <u>第36条</u> <u>執行役に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める執行役規則による。</u>

以 上